

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○指定管理者の管理業務の一部停止

(消費生活・文化課)

一

○生活保護法による指定介護機関の指定

(社会福祉課)

一

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

二

○土地改良区の定款変更の認可(二件)

(大河原地方振興事務所)

三

○土地改良区の変更の認可(二件)

(同)

三

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

三

選挙管理委員会

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

四

告 示

○宮城県告示第四百二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の一部の停止を命じた。

平成二十三年六月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県民会館

二 指定管理者の名称等

1 名称

宮城県民会館管理運営共同企業体

2 構成員の名称及び所在地

財団法人宮城県文化振興財団 仙台市青葉区国分町三丁目三番七号宮城県民会館内

株式会社東北共立 仙台市太白区八本松二丁目十番十一号

陽光ビルサービス株式会社 仙台市青葉区上杉二丁目三番七号

三 管理の業務の停止の内容

宮城県民会館の管理の業務のうち施設利用許可申請の受付、施設利用の許可及び利用許可証の交

付事務並びに文化芸術活動のための施設の提供に関する業務の停止

四 停止の期間

平成二十三年四月二十日から平成二十三年十二月三十一日まで

○宮城県告示第四百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十三年六月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
合同会社光る訪問介護ステーション	東松島市大曲字筒場五十九・十二	合同会社光る訪問介護ステーション	東松島市大曲字筒場五十九・十二	平成二十三年二月一日

二 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
豊里デイサービスアコース	登米市豊里町新田町四十一	株式会社豊蔵コーポレーション	登米市迫町佐沼字梅の木二丁目四番地三	平成二十三年四月一日
デイサービスえがお	大崎市古川北稲葉三丁目六・二十六	合同会社えがお	大崎市古川北稲葉三丁目六・二十六	平成二十三年四月一日

三 居宅介護支援事業

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ケアパートナー古川	大崎市古川穂波三丁目七番六十号	ケアパートナー株式会社	東京都港区港南二丁目十六番一号	平成二十二年十二月一日

四 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
合同会社光る訪問介護ステーション	東松島市大曲字筒場五十九・十二	合同会社光る訪問介護ステーション	東松島市大曲字筒場五十九・十二	平成二十三年二月一日

五 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
豊里デイサービスアコース	登米市豊里町新田町四十一	株式会社豊蔵コーポレーション	登米市迫町佐沼字梅の木二丁目四番地三	平成二十三年四月一日
デイサービスえがお	大崎市古川北稲葉三丁目六・二十六	合同会社えがお	大崎市古川北稲葉三丁目六・二十六	平成二十三年四月一日

○宮城県告示第四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年六月三日

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

栗原市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第四百二十六号

黒沢尻用水路土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十三年五月二十五日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年六月三日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 山 田 義 輝

○宮城県告示第四百二十七号

角田隈東土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十三年五月二十七日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年六月三日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 山 田 義 輝

○宮城県告示第四百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第三項の規定により、黒沢尻用水路土地改良区が管理する猫田第一頭首工の管理規程の変更を次のとおり平成二十三年五月二十五日認可した。

平成二十三年六月三日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 山 田 義 輝

猫田第一頭首工管理規程(変更概要)

一 取水・放流及びゲートの操作に関する事項

取水期間は毎年四月二十一日から八月三十一日までとし、その最大取水量は毎秒〇・〇〇九立方メートルとする。

二 点検及び整備に関する事項

三 緊急事態における措置に関する事項

○宮城県告示第四百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第三項の規定により、黒沢尻用水路土地改良区が管理する猫田第二頭首工の管理規程の変更を次のとおり平成二十三年五月二十五日認可した。

平成二十三年六月三日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 山 田 義 輝

猫田第二頭首工管理規程(変更概要)

一 取水・放流及びゲートの操作に関する事項

1 頭首工地点における河川の水位は、常時T・P・五十七・〇二五メートルとする。ただし、ゲート操作による頭首工の水位はT・P・五十七・五三三メートルを上限とする。

2 頭首工地点からの最大取水量及び年間総取水量は次のとおりとする。

四月二十一日から五月五日まで毎秒一・八七七立方メートル
五月六日から八月三十一日まで毎秒一・六五八立方メートル
九月一日から四月二十日まで毎秒〇・五一〇立方メートル

年間総取水量 二千九百五十五万九千立方メートル

二 点検及び整備に関する事項

三 緊急事態における措置に関する事項

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年六月三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

多賀城市栄一丁目百四十六番、三百十四番五の
一部、同市桜木三丁目二百九十二番及び二百九十
一番地先の道

仙台市宮城野区日の出町三丁目七番三十三号

エム・アール・ディー仙台株式会社

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二身体障害者療護施設否友苑の項の次に次のように加える。

身体障害者療護施設不念園

附 則

この告示は、平成二十三年六月三日から施行する。

白石市大鷹沢大町字若林一三二